

「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」 に取り組んでみませんか！



平成27年3月

滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全地域協議会

はじめに

農村地域には、私たちが生きていくために必要なお米や野菜が作られている田んぼや畠があります。そして、たくさんの生きものや美しい景観、豊作に感謝する伝統文化が育まれています。

しかし、今、農家の減少や高齢化などにより、豊かな農村の恵みを維持することが難しくなりつつあります。

そこでみんながいきいきと暮らし、農家や地域のおとなから子どもたちまでがチカラをあわせて行う、農地や農業用水などを維持保全する活動、田んぼや水路の生きものの調査、きれいな花を植えたりする活動などを応援しています。

このパンフレットは、地域のみなさんが「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」を活用して活動に取り組んでいただけるよう、その仕組みをお伝えするものです。

なお、本対策は、平成27年4月から法律※に基づく安定した制度になります。

※法律:農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

1. 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の構成

農地維持支払交付金と資源向上支払交付金から構成されます。

農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持などの基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 など

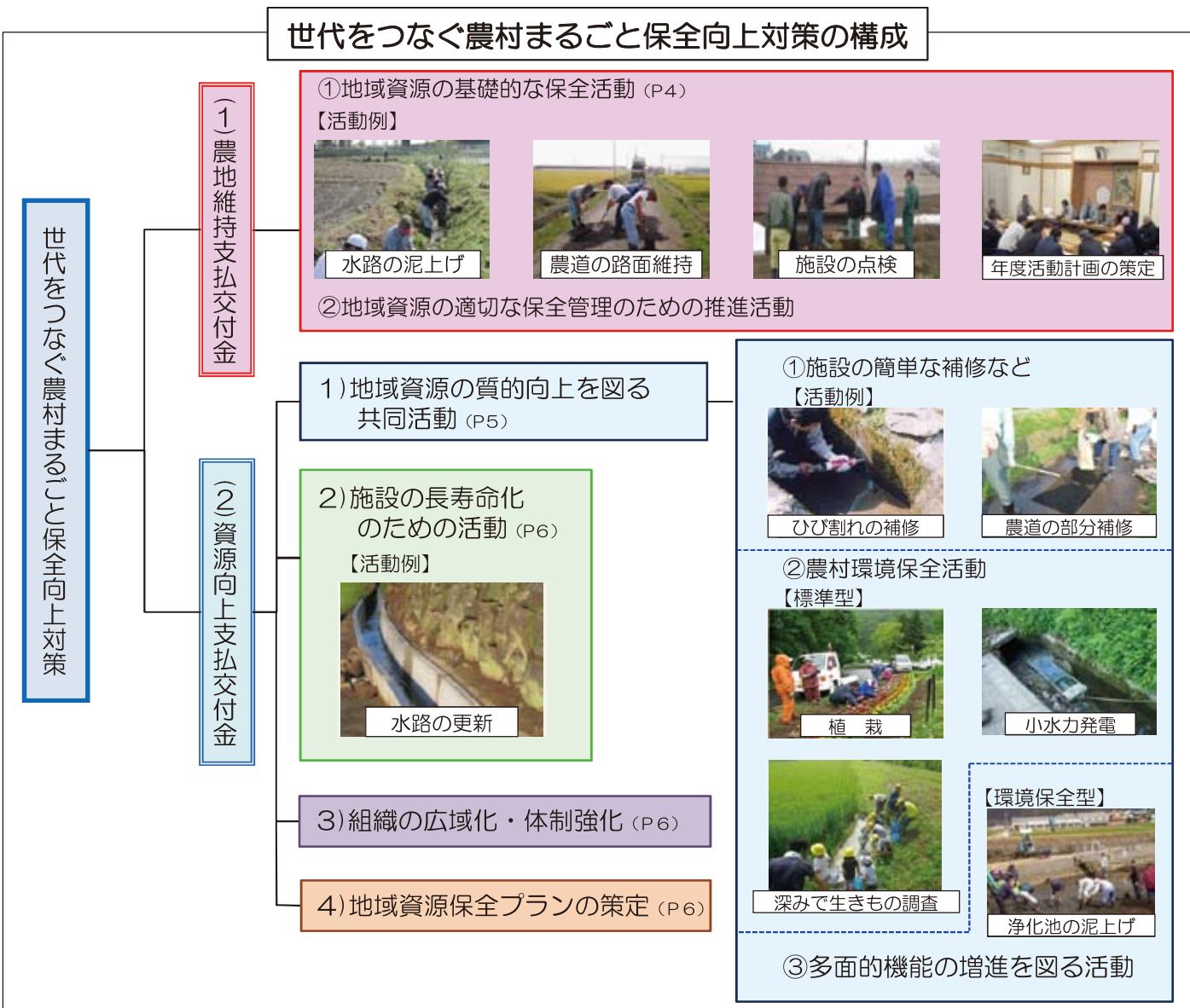
資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道など）の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- ・水路、農道、ため池の簡単な補修
- ・農業排水の透視度調査、生きもの調査
- ・施設の長寿命化※のための活動 など

※長寿命化
老朽化が進む農地周り
の水路の補修・更新



2. 交付単価

(円/10a)

	(1) 農地維持支払	(2) 1) 資源向上支払 (共同活動)		(2) 2) 資源向上支払 (施設の長寿命化)
		標準型	環境保全型	
田	2,200	1,300	1,800	4,400
畑	1,500	800	1,080	2,000
草地	180	120	180	400

(2) 3)組織の広域化・体制強化 : 40万円/組織

4)地域資源保全プランの策定 : 50万円/組織

この対策は、農林水産省の「多面的機能支払交付金」を活用し、国費50%・県費25%・市町費25%で構成されています。

3. 支援の対象となる組織

交付金を活用した取組を行うためには、活動組織、または広域活動組織のいずれかを設立する必要があります。

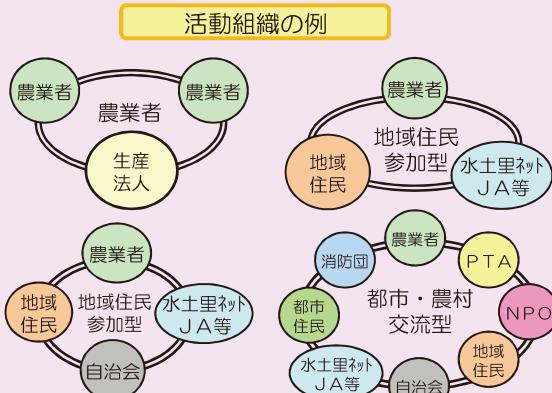
農地維持支払交付金

活動組織

- ① 農業者のみで構成される活動組織
- ② 農業者および地域住民、地域団体などで構成される活動組織

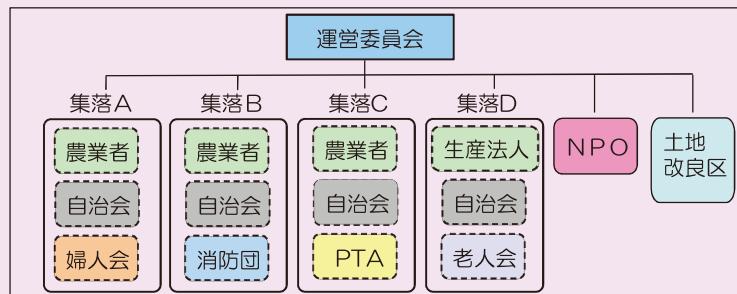
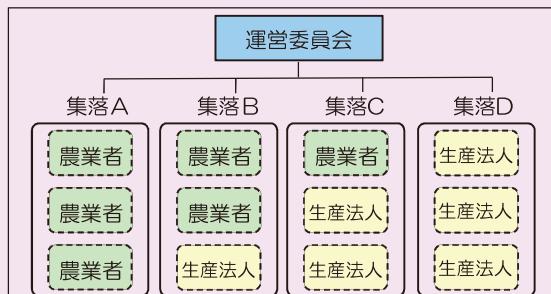
広域活動組織

- ① 農業者のみで構成される広域活動組織
- ② 農業者および地域住民、地域団体などで構成される広域活動組織



広域活動組織の例
(農業者のみで構成)

広域活動組織の例
(農業者、地域住民、地域団体などで構成)



資源向上支払交付金

○共同活動

農業者および地域住民、地域団体などで構成される活動組織または広域活動組織

○施設の長寿命化、組織の広域化・体制強化

農地維持支払交付金と同様の活動組織または広域活動組織

○地域資源保全プランの策定

農地維持支払交付金と同様の広域活動組織

広域活動組織

旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落、土地改良区、地域団体など、地域の実情に応じた者から構成される組織で、組織設立などへの支援を受けることができます。
(組織の広域化・体制強化 40万円/組織)

事業計画の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、または事業計画の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上※を有していることが基本です。

※経営面積が小さい条件不利地域では100ha以上でも可

4. 対象活動

以下に示す活動が対象となります。

農地維持支払交付金

地域共同による農用地、水路、農道などの地域資源の基礎的な保全活動(①)と、地域資源の適切な保全管理のための推進活動(②)に対し、対象農用地面積に応じて支援します。

① 地域資源の基礎的な保全活動

事業計画に位置づけた農用地、施設について、点検・計画策定、実践活動を毎年度実施（実践活動の一部は点検の結果に基づき実施の必要性を判断）



② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

構造変化に対応した体制の拡充・強化及び地域資源保全管理構想の策定を支援



※1 推進活動の例

- ・農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
- ・不在地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- ・地域住民等との意見交換・ワークショップ・交流会 など

※2 地域資源の適切な保全管理に向けた活動を通じて、目指すべき保全管理の姿、取り組むべき活動・方策をとりまとめたもの。活動期間中に本構想を策定することが必要です。

■ 対象活動（資源向上支払）

資源向上支払交付金（共同活動）

標準型：水路、農道等の施設の軽微な補修①、農村環境保全活動②および多面的機能の増進を図る活動③に対し、対象農用地面積に応じて支援します。

環境保全型：標準型にプラスして、「水質浄化池の泥上げ」「用水の節水※」などに対し、支援します。

※「用水の節水」は、継続組織のみで平成28年度までが対象

①施設の軽微な補修

事業計画に位置づけた農用地、水路、農道などの機能診断や補修などが対象です。
「計画策定・機能診断」「実践活動」「研修」から構成されます。



②農村環境保全活動

生態系や水質などの農村環境の保全を図るための活動が対象です。

「計画策定」「啓発・普及」「実践活動」から構成されます。



③多面的機能の増進を図る活動

地域の創意工夫に基づいて行われる下記のa～hの活動が対象です。

a : 遊休農地の有効活用 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付など、遊休農地の有効活用のための活動	b : 農地周りの共同活動の強化 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止など、農地利用や地域環境の改善のための活動
c : 地域住民による直営施工 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動	d : 防災・減災力の強化 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化など、地域が一体となった防災・減災力の強化活動
e : 農村環境保全活動の幅広い展開 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動	f : 医療・福祉との連携 地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動
g : 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動	

資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

整備後30年以上が経過し、老朽化が進む農地周りの水路の長寿命化のための補修・更新の活動に対し、対象となる農用地面積に応じて支援します。

水路整備



用水路の更新

老朽化が進んだ水路（用水路を最優先）施設の補修・更新などの活動が対象です。

生物多様性水路



排水路の補修



魚道を遡上するコイ

老朽化が進んだ排水路の補修・更新とあわせて、生きものが生息できる場所の確保（生息・生育環境の確保）、または水田と排水路を魚道などでつなぎ連続性が確保（移動経路の確保）できる施設が対象です。

組織の広域化・体制強化

旧市区町村などの広域的なエリアを対象とした、①広域活動組織の設立
②組織の特定非営利活動法人化を支援します。（40万円/組織）

地域資源保全プランの策定

広域活動組織が管理する施設の長寿命化対策の計画的な推進等を図る「地域資源保全プラン」の策定を支援します。（50万円/組織）

取り組みパターン

- ◆農地維持と資源向上(共同)の両方に取り組むことが原則ですが、やむを得ない場合農地維持のみでも可能。資源向上(共同)のみではできません。
- ◆資源向上(長寿命化)に取り組む場合、農地維持と資源向上(共同)の両方に取り組む必要があります。
- ◆中山間地域等直接支払と「農地維持、資源向上(共同)、資源向上(長寿命化)」を重複しての取り組みも可能。
- ◆中山間地域等直接支払交付地区は資源向上(長寿命化)のみの取り組みも可能。

5. 対象となる農地

対象となる農地は以下のとおりです。

農地維持支払交付金

原則として農振農用地区域内農用地ですが、以下の農振農用地区域外の農用地を含めることができます。

事業計画期間中、一つの活動組織が、農振農用地区域内農用地と一体的に水路・農道など施設の保全管理活動を行うことにより、活動区域内農用地全体の多面的機能の発揮に資すると認められる農用地

資源向上支払交付金（共同活動）

農振農用地区域内の農用地

資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

農振農用地区域内の農用地

6. 活動の手順

活動の手順は以下のとおりです。

① 組織の設立

↓ 活動を実施する組織を設立し、規約を作成します。

② 計画の策定

↓ 地域で取り組むそれぞれの活動の計画（事業計画書、活動計画書など）を作成します。

③ 申請書類の提出

↓ 組織から市町に関係書類※を提出し、事業認定を受けます。

※関係書類

活動組織→事業計画書、規約、活動計画書

広域活動組織→事業計画書、運営委員会規則、広域協定、活動計画書

④ 活動の実施

↓ 交付金を受け、計画に基づき、活動を実施します。

⑤ 活動の記録・報告

日々の活動の作業内容や金銭の収支などを記録します。
当該年度の記録をとりまとめて報告書を作成し、市町に提出します。

お問い合わせ先

○滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全地域協議会事務局

◇滋賀県農政水産部農村振興課地域資源活用推進室

520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3963 FAX 077-528-4888

◇滋賀県土地改良事業団体連合会(水土里ネット滋賀)

521-1224 東近江市林町601番地 電話 0748-42-4806 FAX 0748-42-5574

◇お近くの滋賀県の地方機関

大津・南部農業農村振興事務所 田園振興課

525-8525 草津市草津三丁目14-75 電話 077-567-5415 FAX 077-564-2510

甲賀農業農村振興事務所 田園振興課

528-8511 甲賀市水口町水口6200 電話 0748-63-6121 FAX 0748-63-6139

東近江農業農村振興事務所 田園振興課

527-8511 東近江市八日市緑町7-23 電話 0748-22-7722 FAX 0748-23-4912

湖東農業農村振興事務所 田園振興課

522-0071 彦根市元町4-1 電話 0749-27-2222 FAX 0749-24-6229

湖北農業農村振興事務所 田園振興課

526-0033 長浜市平方町1152-2 電話 0749-65-6622 FAX 0749-64-1597

高島農業農村振興事務所 田園振興課

520-1621 高島市今津町今津1758 電話 0740-22-6034 FAX 0740-22-4393

○お問い合わせ時には「まるごと保全担当者」とお声かけください。